

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

規則	六
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	一〇〇
告示	一〇〇
○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件	一〇二
○福島県青少年健全育成条例第十八条第二項第三号の規定により指定する団体の変更があった件	一〇三
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	一〇三
○林業種苗法により生産事業者の登録をした件	一〇三
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	一〇三
公告	一〇三
○随意契約の相手方を決定した件	一〇三
○肥料の登録の有効期間を更新した件	一〇四
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	一〇四
○落札者を決定した件	一〇五
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	一〇五
福島県選挙管理委員会	一〇五
○福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程	一〇五
福島海区漁業調整委員会	一〇六
○すくい網漁業について指示する件	一〇六
○こうなご電気棒受網漁業について指示する件	一〇六
福島県内水面漁場管理委員会	一〇七
○こいの持ち出し等について指示する件	一〇七
○こいの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件	一〇七
○平成二十八年度目標増殖量を定めた件	一〇七
雑報	一〇七

○会津喜多方中核工業団地（仮称）造成事業の廃止等について公告する件

○平成二十六年五月二十七日付け定例第二千五百九十三号中

正誤

## 規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 福島県規則第九号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表福島県営北中央団地の項の次に次のように加える。

福島県営根柄山団地	二本松市
-----------	------

附則別表福島県営表団地の項の次に次のように加える。

福島県営壁沢団地	川俣町
----------	-----

附則別表福島県営鶴見坦団地の項の次に次のように加える。

福島県営守山団地	郡山市
福島県営石崎北団地	田村市
福島県営石崎南団地	田村市
福島県営平沢団地	三春町
福島県営白坂団地	白河市
福島県営南湖南団地	白河市

附則別表福島県菅年貢町団地の項の次に次のように加える。

福島県菅白虎団地  
会津若松市

福島県菅城北団地  
会津若松市

附則別表福島県菅南町団地の項の次に次のように加える。

福島県菅西町団地  
南相馬市

附則別表福島県菅関船団地の項の次に次のように加える。

福島県菅家ノ前団地  
いわき市

附則別表に次のように加える。

福島県菅高萩団地  
いわき市

別表第二の一の表福島県菅御茶園団地の項の次に次のように加える。

福島県菅根柄山団地	二本松市	一号棟、二号棟、四号棟から九号棟まで、十一号棟から十九号棟まで、二十五号棟から二十八号棟まで、三十号棟、三十二号棟、三十四号棟、三十六号棟、三十八号棟	〇・八九
		三号棟、十号棟、二十号棟から二十四号棟まで、二十九号棟、三十一号棟、三十三号棟、三十五号棟、三十七号棟、三十九号棟	〇・九一

別表第二の一の表福島県菅表団地の項の次に次のように加える。

福島県菅壁沢団地  
川俣町  
〇・九四

別表第二の一の表福島県菅鶴見垣団地の項の次に次のように加える。

福島県菅守山団地  
郡山市  
〇・八六

別表第二の一の表福島県菅芦田塚団地の項の次に次のように加える。

福島県菅石崎北団地  
田村市  
一・〇一

福島県菅石崎南団地  
田村市  
一・〇三

福島県菅平沢団地  
三春町  
〇・八九

別表第二の一の表福島県菅白梅が郷団地の項の次に次のように加える。

福島県菅白坂団地  
白河市  
〇・九一

福島県菅南湖南団地  
白河市  
〇・八七

別表第二の一の表福島県菅年貢町団地の項の次に次のように加える。

福島県菅白虎団地	会津若松市	〇・九八
福島県菅城北団地	会津若松市	〇・九八
	一号棟から五号棟、七号棟から十四号棟まで、十九号棟から二十一号棟まで	〇・九八
	六号棟、十五号棟から十八号棟まで	一・〇〇

別表第二の一の表福島県菅南町団地の項の次に次のように加える。

福島県菅西町団地  
南相馬市  
〇・九四

別表第二の一の表福島県菅関船団地の項の次に次のように加える。

福島県菅家ノ前団地  
いわき市  
〇・八八

別表第二の一の表に次のように加える。

福島県菅高萩団地  
いわき市  
〇・九一

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県規則第十号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

新ふくしま農業協同組合

本店、信陵支店、清水支店、北信支店、渡利支店、すぎのめ支店、西支店、南支店、飯坂南支店、茂庭支店、庭坂支店、野田支店、松川支店、川俣支店、山木屋支店、飯野支店

店、東部支店、飯坂東店、J A ビ

を

ふくしま未来農業協同組合

本店、信陵支店、清水支店、北信支店、渡部支店、すぎのめ支店、福島西支店、福島支店、飯坂東支店、茂庭支店、庭坂支店、支店、J A ビル出張所、川俣支店、山木屋保原総合支店、大田支店、上保原支店、柱店、桑折総合支店、睦合支店、半田支店、見総合支店、小坂支店、森江野支店、大木店、伊達総合支店、長岡支店、霊山掛田総合支店、石戸支店、小国支店、月館総合支店、総合支店、粟野支店、堰本支店、白根支店、富野支店、五十沢支店、東大枝支店、二本南支店、安達支店、岩代支店、東和支店、支店、大玉支店、鹿島総合支店、上真野支店、相馬中村総合支店、中村みなみ支店、原町西支店、小高総合支店、福浦支店、飯樋出張所

利支店、福島東南支店、飯坂南野田支店、松川支店、飯野支店、

沢支店、富成支店、伊達崎支店、国戸支店、大枝支店、霊山支店、山手支店、梁川、山舟生支店、松支店、二本松本宮支店、白沢支店、新地総合支店、原町総合支店、飯館総合支店、飯

に改め、同表伊達みらい農業協同組合の項、みちのく安達農業協

組合の項及び郡山市農業協同組合の項を削り、同表中

東部支店、西袋支店、仁井田支店、稲田支店、大東長沼支店、鏡石支店、岩瀬支店、天栄支店、湯本支

を

夢みなみ農業協同組合

本店支店平

すかがわ岩瀬農業協同組合

本店支店

店、東部支店、西袋支店、仁井田支店、稲田支店、大東店、長沼支店、鏡石支店、岩瀬支店、天栄支店、湯本支、白河中央支店、白河支店、西郷支店、東支店、泉崎支、中島支店、三神支店、大信支店、石川支店、玉川支店、田支店、浅川支店、古殿支店

に改め、同表あぶくま石川

農業協同組合の項、たむら農業協同組合の項、白河農業協同組合の項及びあいつ農業協

同組合の項を削り、同表中

会津いいで農業協同組合

本店、喜多方中央支店、喜多方総北塩原支店、塩川総合支店、山都店、奥川出張所、高郷支店

合支店、熱塩加納支店、  
総合支店、西会津総合支

を

方支店、熱塩加納支店、北塩、  
西会津支店、奥川支店、高  
店、門田支店、北会津支店、  
猪苗代東支店、河東支店、田  
、伊南支店、南郷支店、只見  
、若宮支店、金上支店、広瀬  
昭和支店、金山支店、高田支  
新鶴支店、湯川支店

なみ農業協同組合の項を削り、同表中

支店、高久支店、夏井支店、草野支  
店、好間支店、小川支店、三和支店、  
久之浜支店、大浦支店、菊田支店、  
遠野支店

を

会津よつば農業協同  
組合

本店、喜多方中央支店、喜多  
原支店、塩川支店、山都支店  
郷支店、会津若松支店、湊支  
磐梯支店、猪苗代中央支店、  
島支店、下郷支店、館岩支店  
支店、檜枝岐支店、坂下支店  
支店、柳津支店、三島支店、  
店、永井野支店、本郷支店、

に改め、同表会津みどり農業協同組合の項及び会津み

いわき市農業協同組  
合

本店、神谷支店、飯野  
店、平窪支店、内郷支  
大野支店、川前支店、  
勿来支店、田人支店、

福島さくら農業協同  
組合

本店、神谷支店、  
店、平窪支店、内  
大野支店、川前支  
支店、勿来支店、  
支店、鹿島支店、  
田村支店、二瀬支  
富久山支店、安積  
日和田支店、逢瀬  
穂田支店、郡山喜  
七郷支店、三春支  
支店、都路支店、川  
店、富岡支店、川

飯野支店、高久支店、夏井支店、草野支  
郷支店、好間支店、小川支店、三和支店、  
店、久之浜支店、大浦支店、いわき菊田  
田人支店、遠野支店、小名浜支店、玉川  
泉支店、渡辺支店、常磐支店、郡山支店、  
店、御代田支店、中田支店、西田支店、  
支店、富田支店、芳賀支店、大槻支店、  
片平支店、湖南東支店、湖南西支店、三  
久田支店、熱海支店、船引支店、移支店、  
店、桜支店、滝根支店、大越支店、小野  
常葉支店、大熊支店、広野支店、檜葉支  
内支店、双葉支店、浪江支店、津島支店

ふたば農業協同組合の項及びそうま農業協同組合の項を削る。

この規則は、平成二十八年三月一日から施行する。

告 示

(出納総務課)

葛尾支店

福島県告示第九十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。  
平成二十八年二月二十六日

一 指定する区域

白河市和尚壇一〇番一及び一〇番一先(水)の各一部、白河市和尚壇山二番一五〇及び二番一五二の各一部並びに西白河郡西郷村字屋敷裏東三番一及び四番一の各一部  
二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)又は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していない特定有害物質(土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)

福島県知事 内 堀 雅 雄

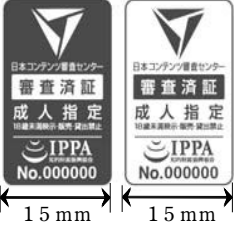
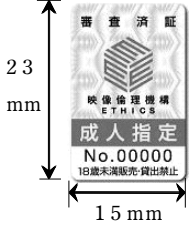
- の種類
- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物又はほう素及びその化合物
  - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- (水・大気環境課)

福島県告示第九十八号

平成二十四年福島県告示第五十九号で指定した福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第二項第三号に規定する知事が指定する団体の名称等について、次のとおり変更があった。なお、変更日前に変更前の団体が表示を行った変更前の標章については、変更日以後においても指定の効力を有する。




平成二十八年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

事項	変更後	変更前	変更年月日
団体の名称	一般社団法人日本コンテンツ審査センター	一般社団法人映像倫理機構	平成二十八年二月一日
当該団体が定める方法	次の標章を、図書類及び包装の表面に印刷し、又は貼り付けることにより表示する。	次の標章を、図書類及び包装の表面に印刷し、又は貼り付けることにより表示する。	
	 <p>図書類及び包装（光ディスク盤面を除く。）</p>		

図書類及び包装（光ディスク盤面のみ）

大きさは指定しない

23 mm

23 mm

15 mm

(こども・青少年政策課)

福島県告示第九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月二十六日から同年三月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成二十八年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

## 福島県告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称  
郡山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
県中都市計画道路事業 三・三・百四号 内環状線
- 三 事業認可の年月日  
平成十七年一月十一日
- 四 事業施行期間  
（変更前）平成十七年一月十一日から平成二十八年三月三十一日まで  
（変更後）平成十七年一月十一日から平成三十五年三月三十一日まで
- 五 事業地  
事業地 変更なし  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

（まちづくり推進課）

## 公 告

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の所在地	登録年月日
		種 穂	苗 木		
福島県五 六八	有限会社武田 林産 二本松市小関 一〇五番地	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	二本松市小関一 〇五番地	平成二八年二 月一五日	

（森林整備課）

## 公告第40号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるリアルタイム線量測定システム機器（27台分）移設業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年2月26日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
リアルタイム線量測定システム機器（27台分）移設業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地  
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市中町  
8番2号（福島県自治会館3階）
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年12月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
42,835,481円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

（原子力安全対策課放射線監視室）

## 公告第四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十八年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
825	混合有 機質肥 料	福島ぼ かし1 号	6.0	2.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	片倉コー プアグ ザリ株 式有限 会社	東京都 千代田 区九段 北一丁 目8番 10号	平成31 年2月 18日

(農業総合センター)

## 公告第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十八年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

戸ノ口堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 本田 武史 会津若松市一箕町大字八幡字墓料五七番地

(農村計画課)



## 公告第43号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県土木部共用機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年2月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
  - (1) ノートパソコン（一般用） 845台
  - (2) ノートパソコン（CAD用） 4台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年2月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額  
52,488,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年12月25日

（土木総務課）

## 公告第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

## 公告第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

## 福島県選挙管理委員会

## 福島県選挙管理委員会告示第十四号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

## 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号ア中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。



この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会指示第一号

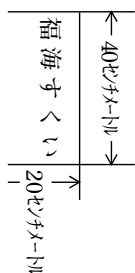
福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十八年二月二十六日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

- 一 操業の承認  
おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船  
すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。
- 三 操業期間  
操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成二十八年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件  
1 操業の禁止区域  
次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
 (1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一號）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域  
 (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）
- 2 承認証の備付け及び標識の表示  
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



#### 28第 号

#### 3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

#### 4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

#### 5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

#### 6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十八年三月一日から平成二十九年二月二十八日までとする。

#### 福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるいかなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

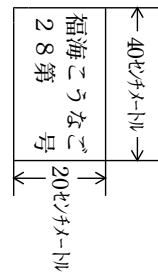
平成二十八年二月二十六日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

- 一 操業の承認  
いかなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 二 承認の対象漁船  
いかなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。
- 三 操業期間  
操業期間は、平成二十八年四月一日から同年三月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件  
1 操業の禁止区域  
次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
 夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一號）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域）
- 2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十八年三月一日から平成二十九年二月二十八日までとする。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

こいの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十八年二月二十六日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。

二 指示の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

こいの持ち出し等について指示する件（平成二十八年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

平成二十八年二月二十六日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における平成二十八年度目標増殖量を次のとおり定めた。

平成二十八年二月二十六日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠



内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組 合	700	700	678	35,000	—	28,000	14,000	—	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	—	—	1,337	6,300	4	35,000	21,000	—	—	70	7
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同 組合	210	—	855	4,000	5	35,700	25,900	—	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組 合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合	140	—	—	7,000	—	24,500	33,600	—	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協 同組合	—	—	3,500	53,900	—	112,000	42,000	—	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	31,500	—	7,000	—	—
内共第27号	大鳥湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	—	140	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—	—
合 計			5,474	4,172	11,277	458,800	21	513,800	585,200	32,200	10,740	245	

雑 報

**雑 報**  
 平成十三年三月二十三日付け環境影響評価方法書について公告する件において環境影響評価方法書を縦覧に供した会津喜多方中核工業団地（仮称）造成事業について、当該事業を実施しないこととしたため、福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号。以下「条例」という。）第二十七条第一項の規定により、次のとおり公告する。  
 平成二十八年二月二十六日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

理 事 長 高 田 坦 史

福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - 1 (一) 事業者の名称 独立行政法人中小企業基盤整備機構
    - (二) 代表者の氏名 理事長 高田 坦史
    - (三) 主たる事務所の所在地 東京都港区虎ノ門三丁目五番一号
  - 2 (一) 事業者の名称 福島県
  - (二) 代表者の氏名 福島県知事 内堀 雅雄
  - (三) 主たる事務所の所在地 福島県福島市杉妻町二番十六号
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
  - 1 対象事業の名称 会津喜多方中核工業団地（仮称）造成事業
  - 2 種類 工場又は事業場の用地の造成の事業
  - 3 規模 五十三・一ヘクタール
- 三 公告の事由  
 対象事業を実施しないこととしたため（条例第二十七条第一項第一号該当）
- 四 問合せ先  
 独立行政法人中小企業基盤整備機構高度化事業部高度化事業推進課（〇三―五四七―〇―一五九九）又は福島県商工労働部企業立地課（〇二四―五二―一七九一六）  
 （企業立地課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
〇平成二十六年五月二十七日付け定例第二千五百九十三号中				

二四〇  
 下  
 後ろか  
 ら一六  
 四番一  
 四番

### 福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成28年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日（木）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,500円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。



## 福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の  
団体にあつては、その代表者の  
氏名

㊞

電話番号

福島県報を 部 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで 箇月間購読します。